

変更後	変更前
<p>確定拠出年金に関する数理実務基準</p> <p style="text-align: right;">制定 2021年12月20日 <u>改定 2022年10月24日</u></p> <p style="text-align: right;">公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>(略)</p> <p>本実務基準が前提とする確定給付企業年金法及び確定拠出年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）は次の通り。</p> <p>◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：令和3年5月19日法律第37号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：令和3年8月6日政令第229号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：<u>令和4年1月21日厚生労働省令第13号</u>）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：<u>令和4年1月21日年発0121第3号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：<u>令和4年1月21日年企発0121第3号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和3年8月2日年発0802第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定拠出年金法（平成13年6月29日法律第88号、最終改正：令和2年6月5日法律第40号）</p> <p>◇確定拠出年金法施行令（平成13年7月23日政令第248号、最終改正：令和3年9月1日政令第244号）</p> <p>◇確定拠出年金法施行規則（平成13年7月23日厚生労働省令第175号、最終改正：<u>令和4年1月21日厚生労働省令第13号</u>）</p> <p>◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年9月1日厚生労働省令第150号）</p>	<p>確定拠出年金に関する数理実務基準</p> <p style="text-align: right;">制定 2021年12月20日</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>(略)</p> <p>本実務基準が前提とする確定給付企業年金法及び確定拠出年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）は次の通り。</p> <p>◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：令和3年5月19日法律第37号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：令和3年8月6日政令第229号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：<u>令和3年9月27日厚生労働省令第159号</u>）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：<u>令和3年9月27日年発0927第3号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：<u>令和3年9月27日年企発0927第1号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和3年8月2日年発0802第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定拠出年金法（平成13年6月29日法律第88号、最終改正：令和2年6月5日法律第40号）</p> <p>◇確定拠出年金法施行令（平成13年7月23日政令第248号、最終改正：令和3年9月1日政令第244号）</p> <p>◇確定拠出年金法施行規則（平成13年7月23日厚生労働省令第175号、最終改正：<u>令和3年9月27日厚生労働省令第159号</u>）</p> <p>◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年9月1日厚生労働省令第150号）</p> <p>◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（令和3年9月1日年企発第0901第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</p>

<p>◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（令和3年9月1日年企発第0901第2号、<u>最終改正：令和4年1月21日年企発第0121第5号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知)</p> <p>◇<u>確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（令和3年9月27日年企発第0927第3号、最終改正：令和4年1月21日年企発第0121第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</u></p> <p>(略)</p> <p>以上</p>	<p>(略)</p> <p>以上</p>
---	----------------------

確定拠出年金に関する数理実務ガイドンス

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">確定拠出年金に関する数理実務ガイドンス</p> <p style="text-align: right;">制定 2021年12月20日 <u>改定 2022年10月24日</u></p> <p style="text-align: right;">公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>(略)</p> <p>本ガイドンスが前提とする確定給付企業年金法令等は次の通り。</p> <p>◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：令和3年5月19日法律第37号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：令和3年8月6日政令第229号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：<u>令和4年1月21日厚生労働省令第13号</u>）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：<u>令和4年1月21日年発0121第3号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：<u>令和4年1月21日年企発0121第3号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</p>	<p style="text-align: center;">確定拠出年金に関する数理実務ガイドンス</p> <p style="text-align: right;">制定 2021年12月20日</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人 日本年金数理人会</p> <p>(略)</p> <p>本ガイドンスが前提とする確定給付企業年金法令等は次の通り。</p> <p>◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：令和3年5月19日法律第37号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：令和3年8月6日政令第229号）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：<u>令和3年9月27日厚生労働省令第159号</u>）</p> <p>◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）</p> <p>◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：<u>令和3年9月27日年発0927第3号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：<u>令和3年9月27日年企発0927第1号</u> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</p>

変更後	変更前
<p>◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和3年8月2日年発0802第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定拠出年金法（平成13年6月29日法律第88号、最終改正：令和2年6月5日法律第40号）</p> <p>◇確定拠出年金法施行令（平成13年7月23日政令第248号、最終改正：令和3年9月1日政令第244号）</p> <p>◇確定拠出年金法施行規則（平成13年7月23日厚生労働省令第175号、最終改正：<a href="#">令和4年1月21日厚生労働省令第13号</a>）</p> <p>◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年9月1日厚生労働省令第150号）</p> <p>◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（令和3年9月1日年企発第0901第2号、<a href="#">最終改正：令和4年1月21日年企発第0121第5号</a> 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</p> <p><a href="#">◇確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（令和3年9月27日年企発第0927第3号、最終改正：令和4年1月21日年企発第0121第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</a></p> <p>確定給付企業年金法令等が改正され、当該改正を織り込むための本ガイダンスの改定が行われるまでの間に、当該改正に沿って本専門業務を行う場合においては、当該改正による本ガイダンスへの影響を考慮するべきである。</p>	<p>◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和3年8月2日年発0802第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）</p> <p>◇確定拠出年金法（平成13年6月29日法律第88号、最終改正：令和2年6月5日法律第40号）</p> <p>◇確定拠出年金法施行令（平成13年7月23日政令第248号、最終改正：令和3年9月1日政令第244号）</p> <p>◇確定拠出年金法施行規則（平成13年7月23日厚生労働省令第175号、最終改正：<a href="#">令和3年9月27日厚生労働省令第159号</a>）</p> <p>◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年9月1日厚生労働省令第150号）</p> <p>◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（令和3年9月1日年企発第0901第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）</p> <p>確定給付企業年金法令等が改正され、当該改正を織り込むための本ガイダンスの改定が行われるまでの間に、当該改正に沿って本専門業務を行う場合においては、当該改正による本ガイダンスへの影響を考慮するべきである。</p>

目次

変更後	変更前
目次	目次
[用語の略称等] ..... 9	[用語の略称等] ..... 9
第 1 節 他制度掛金相当額の算定方法 ..... 10	第 1 節 他制度掛金相当額の算定方法 ..... 10
<a href="#">第 2 節 企業型年金の拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い</a> ..... 16	<a href="#">(新設)</a>

[用語の略称等]

変更後	変更前
-----	-----

<p>(略)</p> <p>その他の用語は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>DB法</u> 確定給付企業年金法をいう。</li> <li>・ DB令 確定給付企業年金法施行令をいう。</li> <li>・ <u>DB規則</u> 確定給付企業年金法施行規則をいう。</li> <li>・ <u>DC法</u> 確定拠出年金法をいう。</li> <li>・ 算定省令 確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令をいう。</li> <li>・ 算定通知 通知「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について」をいう。</li> <li>・ <u>税改政令</u> 「<u>確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号）</u>」をいう。</li> <li>・ <u>税改省令</u> 「<u>確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号）</u>」をいう。</li> <li>・ 簡易な基準 <u>DB規則第52条に規定する簡易な基準をいう。</u></li> <li>・ 給付区分 通知「<u>確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて</u>」第2（25）に規定する給付区分をいう。</li> </ul>		<p>(略)</p> <p>その他の用語は、以下のとおりとする。</p> <p>DB令 確定給付企業年金法施行令をいう。</p> <p>算定省令 確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令をいう。</p> <p>算定通知 通知「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について」をいう。</p>	
---	--	--	--

第1節 他制度掛金相当額の算定方法

変更後		変更前	
<p>他制度掛金相当額は算定省令及び算定通知に基づいて算定することとされているが、詳細な取扱いにあたり、それらに加えて参考となる例示等を以下に記載する。</p> <p>1. 加入年齢方式を採用しているが、異なる基礎率等を設定している加入者の集団で加重平均して<u>1つ</u>の標準掛金を設定している場合の取扱い</p>	<p>本節は、<u>簡易な基準に基づく確定給付企業年金に関する記載及び算定省令第4条に関する記載</u>を除き、算定省令第3条に基づく方法で他制度掛金相当額を算定する場合についての内容を記載している。</p> <p>例えば、 ・男女別で異なる基礎率を設定し</p>	<p>他制度掛金相当額は算定省令及び算定通知に基づいて算定することとされているが、詳細な取扱いにあたり、それらに加えて参考となる例示等を以下に記載する。</p> <p>1. 加入年齢方式を採用しているが、異なる基礎率等を設定している加入者の集団で加重平均して<u>1つ</u>の標準掛金を設定している場合の取扱い</p>	<p>本節は、<u>特に記載のある場合</u>を除き、算定省令第3条に基づく方法で他制度掛金相当額を算定する場合についての内容を記載している。</p> <p>例えば、 ・男女別で異なる基礎率を設定し</p>

<p>(略)</p> <p>2. 加入時給与の設定方法</p> <p>・確定給付企業年金における財政方式に応じて、以下の通り設定することが合理的と考えられる。なお、以下で選択した設定方法は原則として継続的に使用するものとし、合理的な理由がある場合には設定方法を変更することができることとされている。(算定通知のQ&amp;A番号4)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3. 閉鎖型総合保険料方式を財政方式としている場合の他制度掛金相当額の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定省令第4条に基づく算定方法</p> <p>・閉鎖型総合保険料方式の場合、算定省令第3条に基づいて算定する場合との整合性を考慮する観点から、標準掛金額を将来の給付分に相当する掛金に変換することが望ましいと考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>4. <u>対象となる確定給付企業年金において、加入者が標準掛金の一部を負担している</u>場合の取扱い</p> <p>・標準掛金の一部を負担している加入者について、加入者が負担した掛金に対応する給付を他制度掛金相当額の算定に含めないようにするための合理的な方法としては、以下が考えられる。</p> <p>[例示]</p>	<p>ているが、<u>二つ</u>の標準掛金としている場合</p> <p>・職種ごとに異なる基礎率を設定しているが、<u>二つ</u>の標準掛金としている場合</p> <p>・職種ごとに支給率が異なるが、<u>二つ</u>の標準掛金としている場合</p> <p>が考えられる。</p> <p>例えば、「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス 第2節 3. 財政方式の見直し」に記載されるような場合は合理的であると判断されることが考えられる。</p> <p>・<u>閉鎖型総合保険料方式の場合、積立水準が高い場合には標準掛金が小さくなるなど、標準掛金は積立状況を反映して算定されているため、そのまま使用することは合理的ではない場合があることに留意する必要があると考えられる。</u></p>	<p>(略)</p> <p>2. 加入時給与の設定方法</p> <p>確定給付企業年金における財政方式に応じて、以下の通り設定することが合理的と考えられる。なお、以下で選択した設定方法は原則として継続的に使用するものとし、合理的な理由がある場合には設定方法を変更することができることとされている。(算定通知のQ&amp;A番号4)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3. 閉鎖型総合保険料方式を財政方式としている場合の他制度掛金相当額の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定省令第4条に基づく算定方法</p> <p>・<u>簡易な基準に基づくDBであって</u>閉鎖型総合保険料方式の場合、算定省令第3条に基づいて算定する場合との整合性を考慮する<u>等の理由</u>から、標準掛金額を将来の給付分に相当する掛金に変換することも考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>4. <u>加入者負担掛金がある</u>場合の取扱い</p> <p>掛金の一部を負担している加入者について、加入者が負担した掛金に対応する給付を他制度掛金相当額の算定に含めないようにするための合理的な方法としては、以下が考えられる。</p> <p>[例示]</p>	<p>ているが、<u>一つ</u>の標準掛金としている場合</p> <p>・職種ごとに異なる基礎率を設定しているが、<u>一つ</u>の標準掛金としている場合</p> <p>・職種ごとに支給率が異なるが、<u>一つ</u>の標準掛金としている場合</p> <p>が考えられる。</p> <p>例えば、「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス 第2節 3. 財政方式の見直し」に記載されるような場合は合理的であると判断されることが考えられる。</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--	--	---

<p>① <u>給付区分単位で加入者が標準掛金の全部を負担する場合</u></p> <p>加入者が<u>標準掛金</u>を負担している給付区分に係る他制度掛金相当額はゼロ円とする</p> <p>② <u>給付区分単位で加入者が標準掛金の一部を負担する場合</u></p> <p><u>・全ての加入者が標準掛金を負担しているものとして以下の通り計算する方法が考えられる。</u></p> <p>(ア)算定省令第3条の方法で計算した他制度掛金相当額に(事業主掛金率/(事業主掛金率+加入者掛金率))を乗じる方法。</p> <p>(イ)算定省令第3条の方法で計算した他制度掛金相当額から、「<u>各人の(加入者掛金率×給与)の合計額</u>／加入者数」を控除する方法。</p> <p><u>・また、算定省令第4条の方法を採用する場合、「事業主掛金率×給与総額／加入者数」とする方法が考えられる。</u></p> <p>5. <u>対象となる確定給付企業年金において、標準掛金の拠出対象でない加入者がいる場合</u>の取扱い</p> <p>(略)</p> <p>[例示 1] 休職等期間中の者であって掛金の拠出を中断する加入者がいる場合(標準掛金算定上、休職等期間中の者を算定対象から除いている場合)</p> <p>(略)</p> <p>[例示 2] <u>一つの給付区分の中で</u>、一定の年齢以降の加入者期間を給付の額の算定の基礎としていない場合(標準掛金算定上、一定の年齢未満の者のみを対象に、一定の年齢までの期間を算定期間としている場合)</p> <p>(略)</p> <p>6. <u>対象となる確定給付企業年金における給付区分・標準掛金と、他制度掛金相当額の対応関係について</u></p> <p><u>・他制度掛金相当額は、給付区分ごとに設定する。</u>  <u>なお、以下のように同一の給付設計であっても、グループ区分に基づく給付区分の設定の仕方が異なれば他制度掛金相当額の設定の仕方も異なることに留意が必要である。</u></p>	<p><u>・事業主掛金率は標準掛金率のみを使用する。</u></p> <p><u>※標準掛金率のうち加入者掛金率が加入者期間等で異なるなど一定でない場合は、計算基礎率等を用いて一定となる控除額を算定する方法のほか、左記のような算定方法が考えられる。</u></p> <p>※ 算定省令附則第2条第1項の経過措置を適用する場合も同様</p> <p><u>・退職金等の労働条件が異なるなど、加入者の資格を区分(グループ区分)することに合理的な理由がある場合には、区分ごとに給付の額を差別化するなどの目的で、</u></p>	<p>① <u>加入者が負担している給付区分と事業主が負担している給付区分とに分かれている場合</u></p> <p>加入者が掛金を負担している給付区分に係る他制度掛金相当額はゼロ円とする</p> <p>② <u>事業主が負担した掛金に対する給付と加入者が負担した掛金に対する給付とが混じった給付区分がある場合</u></p> <p>(ア) <u>全ての加入者が掛金を負担するものとして</u>、算定省令第3条の方法で計算した他制度掛金相当額に(事業主掛金率/(事業主掛金率+加入者掛金率))を乗じる方法。</p> <p>(イ) <u>全ての加入者が掛金を負担するものとして</u>、算定省令第3条の方法で計算した他制度掛金相当額から、「<u>加入者掛金率×給与総額</u>／加入者数」を控除する方法。</p> <p>(ウ) 「<u>事業主掛金率×給与総額</u>／加入者数」とする方法。</p> <p>5. 掛金の拠出対象でない加入者の取扱い</p> <p>(略)</p> <p>[例示 ①] 休職等期間中の者であって掛金の拠出を中断する加入者がいる場合(標準掛金算定上、休職等期間中の者を算定対象から除いている場合)</p> <p>(略)</p> <p>[例示 ②] 一定の年齢以降の加入者期間を給付の額の算定の基礎としていない場合(標準掛金算定上、一定の年齢未満の者のみを対象に、一定の年齢までの期間を算定期間としている場合)</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>※ 掛金を負担している加入者と負担しない加入者との間に、加入者掛金元利合計相当の給付格差を設けている制度の場合には、合理的な算定方法と考えられる。</u></p> <p><u>※ 簡易な基準 または算定省令附則第2条第1項の経過措置を適用して、算定省令第4条の方法で他制度掛金相当額を計算している場合には、合理的な算定方法と考えられる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--	--	--

<p><u>〔例示1〕実施事業所ごとに1,000円の元利合計給付もしくは2,000円の元利合計給付を行う複数事業主による確定給付企業年金の場合</u></p> <p>①給付区分が分かれており、給付区分ごとに標準掛金額を1,000円もしくは2,000円と設定している場合は、他制度掛金相当額も給付区分に応じてそれぞれ設定する</p> <p>②一つの給付区分において、標準給与を1,000円もしくは2,000円とし標準掛金額を当該給付区分全体で標準給与×100%としている場合は、他制度掛金相当額も当該給付区分全体で一つ設定する。</p> <p><u>〔例示2〕一部の実施事業所が将来分の50%を企業型年金へ移行している確定給付企業年金の場合</u></p> <p>①「将来分未移行事業所」と「将来分50%移行済事業所」で給付区分が分かれており、当該給付区分ごとに標準掛金を設定している場合は、他制度掛金相当額も当該給付区分ごとに設定する。</p> <p>②給付区分が一つの場合は、「将来分未移行事業所」と「将来分50%移行済事業所」に区分することなく、他制度掛金相当額は給付区分全体で一つ設定する。</p> <p><u>〔例示3〕一定年齢以降の加入者に係る標準掛金を零としている確定給付企業年金の場合</u></p> <p>①「一定年齢以降の加入者」と「それ以外の加入者」で給付区分が分かれている場合は、「一定年齢以降の加入者」が該当する給付区分に係る他制度掛金相当額は零で、「それ以外の加入者」が該当する給付区分に係る他制度掛金相当額は零以外とする。</p> <p>②給付区分が分かれていない場合は、加入者全体で他制度掛金相当額を設定する。</p> <p>・複数の給付区分で共通の標準掛金を一つだけ設定している場合は、他制度掛金相当額も当該標準掛金と同一の算定単位で一つだけ算定し、それを当該複数区分に共通の他制度掛金相当額とすることが考えられる。</p>	<p><u>加入者の資格を区分することができる。</u> <u>(通知「確定給付企業年金制度について」第1-1-(3))</u></p> <p>・加入時給与は制度全体の平均給与等を用いることが考えられる。 ・算定省令第4条の方法による場合は、他制度掛金相当額は制度全体の平均給与×100%で算定することが考えられる。</p> <p>・昇給指数及び標準掛金率は制度全体で共通(例:100%ベースの給与に基づき算定)とし、標準給与のみ「将来分50%移行済事業所」は半分としているケースが想定される。</p> <p>標準掛金を零としている場合は、左記の他、確定拠出年金への移行日以降の将来加入者期間を通算しないケースや一定の加入者期間以降を給付の額の算定基礎としていないケース等が考えられる。</p> <p>・例えば、一定の年齢で定めた役職定年の前後や、定年延長を行ったケースでの旧定年到達前後で労働条件が異なるため、グループ区分を設け、給付区分を分けた場合が考えられる。</p>		
--	---	--	--

<p><u>7. 対象となる確定給付企業年金が簡易な基準に基づき掛金を算定している場合における固有の取扱い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・到達年齢方式において、加入年齢ごとの標準掛金額が規約に規定されている場合は、当該標準掛金額(率)を加入年齢ごとの加入者数(基準給与合計)で加重して合計した額を標準掛金の総額として算出し、それを加入者数で除して算定省令第4条による他制度掛金相当額を算定することが考えられる。</li> <li>・標準掛金の一部に一時払積増方式で算定された部分が含まれる場合、当該部分も標準掛金として算定されていることを踏まえ、算定省令第4条による他制度掛金相当額の算定に含めることが考えられる。</li> </ul> <p>[例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与比例制度の給付設計において、加入時の給与に応じた給付に対応する標準掛金を到達年齢方式、その後の昇給分に応じた給付に対応する標準掛金を一時払積増方式でそれぞれ算定している場合に、これらの標準掛金の合算額をもとに他制度掛金相当額を算定する。</li> <li>・DB規則第25条第1号に基づき、定額制度と給与比例制度を組み合わせ一つの給付区分としている制度で、当該給付区分に対して(定額制度部分と給与比例制度部分の合算として)一つの標準掛金が設定されている場合、当該標準掛金をもとに当該給付区分に対して一つの他制度掛金相当額を算定省令第4条により算定することが考えられる。</li> </ul> <p><u>8. その他の事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準掛金設定時に負の掛金を採用し標準掛金の引下げを行っている場合、当該負の掛金は考慮せずに他制度掛金相当額を算定することが合理的と考えられる。</li> </ul>	<p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規約に規定されている標準掛金額が数理計算上計算したものと同一と見做せる場合であることに留意する。</li> <li>・各加入者の標準掛金額が規約に規定されている場合は、その合計額を標準掛金の総額とすること。</li> <li>・みなし加入年齢方式の場合も、加入年齢をみなし加入年齢と読み替え、同様に取り扱うことが考えられる。</li> <li>・一時払積増方式で算定された部分は各年度の昇給による変動が大きいと考えられるが、標準掛金の一部として給付水準の増加を反映したものであり他制度掛金相当額に反映させることが合理的と考えられる。</li> </ul>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>6. その他の事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準掛金設定時に負の掛金を採用し標準掛金の引下げを行っている場合、当該負の掛金は考慮せずに他制度掛金相当額を算定することが合理的と考えられる。</li> </ul>	
--	--	---	--

第2節 企業型年金の拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱い

(新設)

変更後		変更前	
<p>企業型年金の拠出限度額の見直しに伴う経過措置の取扱いについては、他制度掛金相当額の算定にかかる数理計算業務および確認業務に含まれるものではないが、同業務に関連して作成または参照する確定給付企業年金の様式中の記載事項が追加されることを踏まえ、その必要性の理解の一助とするために、本節を設けることとした。 なお、その背景も含め全体像の把握に資するため通知の内容も含めて幅広く記載している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定給付企業年金の様式中の記載事項の参考とするものがあるが、確定拠出年金の取扱いに関する内容であるため、当ガイドランスに記載する。</li> </ul>		



<p><u>1. 用語の定義</u></p> <p>・本節においては、特に記載のある場合を除き、以下のとおりとする。</p> <p><u>【経過措置】</u></p> <p>・<u>税改政令附則第2項に定める経過措置。</u></p> <p><u>【経過措置の適用終了】</u></p> <p>・<u>税改政令附則第2項ただし書きに定める場合に該当すること。</u></p> <p><u>【経過措置の適用終了要件】</u></p> <p>・<u>税改省令附則第2条第1項各号に定める要件。</u></p> <p><u>【新制度】</u></p> <p>・<u>税改政令による改正後の拠出限度額。</u></p> <p><u>【旧制度】</u></p> <p>・<u>税改政令による改正前の拠出限度額。</u></p> <p><u>2. 経過措置の適用および終了</u></p> <p>・<u>税改政令施行日（令和6年12月1日）時点で、確定給付企業年金の実施事業主が企業型年金を実施している場合、経過措置を適用することが可能。</u></p> <p>・<u>経過措置の適用終了要件に該当した場合は、経過措置適用は終了する。</u></p> <p><u>3. 経過措置の管理（限度額通知第3 2.）</u></p> <p>・<u>企業型年金規約は厚生年金適用事業所を実施事業所として実施するものであることを踏まえ、経過措置の適用は企業型年金規約ごとに実施事業所単位で管理すること。</u></p> <p>・<u>企業型年金および確定給付企業年金等の他制度を併用する実施事業所における経過措置の適用・終了について、原則的に、以下の考え方となること。</u></p> <p>①<u>税改政令施行日以降、一部職種のみを対象として確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更（財政再計算を伴うもの）を行う場合、当該事業所の経過措置の適用が終了となる。</u></p> <p>②<u>税改政令施行日以降、経過措置の適用終了要件に該当する変更がない場合、経過措置が引き続き適用される。</u></p>	<p>・<u>企業型年金拠出限度額を、月額5.5万円から他制度掛金相当額を控除した額とせずに、従前の拠出限度額である月額2.75万円と読み替えるもの。</u></p> <p>・<u>従前の企業型年金の掛金拠出を経過的に可能とすることを目的としている。</u></p> <p>・<u>適用終了要件に該当しなければ、経過措置適用は継続する。</u></p> <p>・<u>確定給付企業年金が関係する経過措置終了要件は、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更（財政再計算を伴うもの）の他、税改政令施行日以降に確定給付企業年金等の他制度を実施・終了した場合がある。</u></p> <p>・<u>経過措置適用の継続・終了は企業型年金規約ごとに実施事業所単位で判定される。</u></p> <p>・<u>規約変更の対象外の職種も経過措置の適用が終了となる。</u></p> <p>・<u>同一事業主において、複数の実施事業所がある場合でも、他の</u></p>		
---	--	--	--

<p>③税改政令施行日以降、企業型年金および確定給付企業年金の新たな実施事業所として追加した場合、当該事業所は経過措置の適用を受けない（企業型年金および確定給付企業年金の新規実施）。</p> <p>・総合型確定給付企業年金に限らず、実施事業所が複数の確定給付企業年金において、一部の実施事業所のみが確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更（財政再計算を伴うもの）を実施した場合、当該変更を実施する実施事業所以外の実施事業所は経過措置が継続して適用される。</p> <p>・企業型年金および確定給付企業年金の規約において、一定の資格の新設・変更に伴い、現在加入者ではない従業員を新たに加入者の範囲に加え、その追加された加入者に対して既存の事業主掛金・給付設計を適用する場合、既存の企業型年金規約の事業主掛金の変更または確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更にはあたらないため、経過措置は引き続き適用される。</p> <p>・経過措置が適用されている実施事業所の事業主が、企業型年金および確定給付企業年金の規約において、他の実施事業所を追加する場合、当該実施事業所に対して経過措置は適用されない。</p> <p>4. 実施事業所の統合・分割に伴う経過措置の取扱い</p> <p>・同一事業主のもとで実施事業所の統合・分割が行われる場合は、外形的に実施事業所の増加・減少を伴うことが想定される。このうち「実施事業所の増加」の場合は、当該実施事業所は「企業型年金および確定給付企業年金の実施」に該当することで経過措置を適用できない（新制度の適用となる）可能性があるが、以下の事項のいずれにも該当する場合は、基本的に、経過措置を適用可能。</p> <p>①増加する実施事業所の加入者に対して、引き続き従前と同じ規約を適用すること</p> <p>②経過措置の終了事由である企業型年金の事業主掛金の変更・確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更（財政再計算を伴うもの）に該当しないこと</p> <p>③（実施事業所の統合の場合）実施事業所の統合に伴い、同一の実施事業所内において新制度の適用対象となるグループが存在しないこと</p> <p>5. 組織再編等に伴う経過措置の取扱い</p> <p>・代表的な組織再編等には、会社法に規定される組織再編のほか、事業譲渡があるが、企業型年</p>	<p>実施事業所における規約変更等の影響を受けることはない。</p> <p>・企業型年金および確定給付企業年金の新たな実施事業所として追加した場合は、DC法第3条第3項第2号に規定する実施事業所が新たに確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所となること。</p> <p>・財政再計算は、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更を行わない給付区分も含めて制度全体で行う必要がある。</p> <p>・確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更を行った事業所と事業主が同一か否かに関わらず経過措置が継続して適用される。</p> <p>・厚生年金保険の一括適用を受ける場合は、事業所の追加ではなく、当該一括適用事業所における加入者範囲の追加となるため、経過措置が適用される可能性がある。</p> <p>・経過措置は企業型年金規約ごとに事業所単位で管理するため、同一の実施事業所内で新制度と旧制度（経過措置適用）が混在することは不可。</p> <p>・組織再編には「合併」「会社分</p>		
--	--	--	--

<p>金および確定給付企業年金では、これに伴って「実施事業所の事業主の変更」、「実施事業所の統合・分割」、「加入者（又は実施事業所）の移転」のいずれかが行われることが想定される。</p> <p>・組織再編等に伴って実施事業所の統合・分割が行われる場合は、実施事業所の事業主の変更を伴っていたとしても、新旧の事業主を実質的に同一とみなすことにより、「4. 実施事業所の統合・分割に伴う経過措置の取扱い」と同様の取扱いが可能。</p> <p>6. 確定給付企業年金の統合・分割等に伴う経過措置の取扱い</p> <p>・経過措置適用中の実施事業所が、確定給付企業年金の統合・分割等によって全部又は一部の加入者の権利義務を他の確定給付企業年金に移転させ、当該移転先の確定給付企業年金において実施事業所として新たに加わる場合において、移転加入者に対して移転前後で同一の給付設計を適用する場合は、新たな給付設計を設定していることには当たらないことから、当該実施事業所に対して、経過措置の適用終了要件である「確定給付企業年金の開始」として扱わずに経過措置適用の継続を可能とする。</p> <p>・確定給付企業年金の統合・分割等において、新たに移転先の確定給付企業年金において実施事業所となる場合は、移転加入者に対して適用する給付設計が移転前と比べて軽微な変更の範囲である場合についても、当該実施事業所に対して経過措置適用の継続を可能とする。</p> <p>7. 経過措置の適用終了要件に該当する「確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更」の具体的な範囲</p> <p>・確定給付企業年金規約例のうち以下の範囲が該当する（いずれも規約型の場合における条項を示したもの）</p>	<p>割」「株式交換」「株式移転」等が該当する。</p> <p>・確定給付企業年金の統合・分割等は以下が該当する</p> <p>①DB法第74条に基づく規約の統合</p> <p>②DB法第75条に基づく規約の分割</p> <p>③DB法第76条に基づく基金の合併</p> <p>④DB法第77条に基づく基金の分割</p> <p>⑤DB法第79条に基づく権利義務の移転</p> <p>⑥DB法第80条に基づく規約型から基金への移行</p> <p>⑦DB法第81条に基づく基金から規約型への移行</p> <p>・「軽微な変更の範囲」とは移転先規約に従前の給付設計を維持したまま移転させた上で（ステップ1）、移転後に実際に適用される給付設計に変更した（ステップ2）と仮定した場合において、ステップ2の給付設計変更に係る財政再計算の要否判断（積立状況や次回の財政再計算の時期などを考慮せずに、給付乗率など給付の算定方法に係る変更の影響や、昇給率などの計算基礎率への影響のみに基づいて仮想的に判断するもの）を行い、「不要」と判断される場合に限る。</p> <p>・「確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更」と「当該変更に伴う財政再計算」の両方を満たすと経過措置の適用終了要件に該当するが、本項はのうち前者について補足するものである。</p> <p>・給付減額の判定には、左記範囲の他に、通常予測給付現価又は</p>		
--	---	--	--

<p>①第3章 基準給与、仮想個人別勘定残高及び標準給与⇒第7条・第8条</p> <p>②第4章 給付</p> <p>第1節 通則⇒第10条～第20条</p> <p>第2節 老齢給付金⇒第21条～第25条</p> <p>第3節 脱退一時金⇒第26条～第30条</p> <p>第4節 障害給付金⇒第31条・第32条</p> <p>第5節 遺族給付金⇒第33条～第38条</p> <p>・例えば以下のような事項の変更は含まれないものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の資格の変更</li> <li>・加入者期間の変更</li> <li>・最低保全給付の算定方法の変更</li> <li>・確定給付企業年金規約の附則の変更</li> </ul> <p>「確定給付企業年金規約の附則の変更」とは、具体的には、過去分の給付水準の変更や、実施事業所の統合・分割において、統合・分割前の実施事業所における勤務期間やそれに相当する基準給与を手当てする経過措置を設ける場合等が考えられる。</p> <p>なお、附則において一部の加入者の給付設計を定め、当該加入者に対する標準掛金および他制度掛金相当額を算定している場合は、本則と同等に扱う必要があると考えられる。</p> <p>8. 経過措置の適用終了要件に該当する財政再計算について</p> <p>・確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更により財政再計算を行うことは経過措置の適用終了要件に該当するが、この財政再計算には、DB法第58条第2項に基づくものとDB法第58条第1項に基づくもの（少なくとも5年ごとに行う掛金の再計算と同時にされるもの）のいずれもが含まれる。</p> <p>・確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更を行う場合であっても、DB規則第50条第4号では、「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」は財政再計算を実施不要としており、この場合は経過措置適用の継続が可能となる。</p>	<p>最低積立基準額が変動する可能性が見込まれる事項の変更が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付減額の判定について従前からの取扱いが変更となるものではない。</li> </ul> <p>・経過措置の適用終了要件における「確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更」には該当しないが、給付の額の減額判定が必要となる変更の例(例①)</p> <p>給付額算定用加入者期間を変更する規約変更(例えば、「55歳までの加入者期間」を「60歳までの加入者期間」に変更)</p> <p>(例②)</p> <p>最低保全給付の算定方法を変更する規約変更(例えば、「1号方法」を「2号方法」に変更)</p> <p>・「確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更」と「当該変更に伴う財政再計算」の両方を満たすと経過措置の適用終了要件に該当するが、本項はこのうち後者について補足するものである。</p> <p>・DB法第58条第1項に定める少なくとも5年ごとに行う掛金の再計算のみを行う場合は、経過措置は引き続き適用される。</p> <p>・例えば、以下のような場合は財政再計算が実施不要と判断されることが考えられる。</p> <p>①簡易な基準において中途脱退時の給付の内容を変更したが、予定脱退率を用いていないため、標準掛金及び数理債務等並びに他制度掛金相当額に変更がない場合</p> <p>②定年延長に伴って、支給要件の支給開始年齢は変更せずに新定年等の年齢での支給開始を新たに選択可能とする変更を行ったが、年金財政への影響が軽微と判断される場合</p> <p>(注) その後の財政再計算において、当該規約変更後の実態を踏まえて最終年齢を延長後の定年年齢に変更する場合は、確</p>		
--	---	--	--

<p>・<u>確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更によって端数処理前の他制度掛金相当額が千円以上変動する可能性が見込まれる場合は、給付水準に一定程度の変動が生じると考えられることから、「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」には該当しないものとして取り扱う必要がある。</u></p> <p>・<u>財政再計算の事由および要否に応じた経過措置適用の継続可否について整理すると、以下のとおりとなる。</u></p> <p>① <u>確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更を事由として財政再計算を行っている</u> 経過措置：終了</p> <p>② <u>①以外の事由で財政再計算を行っている</u> 経過措置：継続可能</p> <p>③ <u>財政再計算を行っていない</u> 経過措置：継続可能</p>	<p><u>定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更による財政再計算には該当しない(基礎率の変更に該当する)</u></p> <p>・<u>確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更に関する基礎率等以外は、変更前後で統一した基準で比較することに留意すること。</u></p> <p>・<u>精緻な計算を行うことなく判定することにより。(明らかに千円以上変動しないと考えられるケースは実際に規約変更後の他制度掛金相当額を算定して確認することは要しない。)</u></p> <p>・<u>積立状況や次回の財政再計算の時期などを考慮せずに、給付乗率など給付の算定方法に係る変更の影響や、昇給率などの計算基礎率への影響のみに基づいて判定する。</u></p> <p>・<u>変更内容に確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更とそれ以外の変更が含まれる場合は、前者による影響のみを考慮して判定する。</u></p> <p>・<u>確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項の変更以外に給付水準の変化を伴う変更としては、例えば給付額算定用加入者期間の変更があげられる。</u></p> <p>・<u>財政再計算実施要否の判断は、確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス第5節 財政計算 1. 財政再計算を行う場合を参照すること。</u></p>		
--	---	--	--

以上